

訪問看護サービス重要事項説明書

さわやかケアステーション株式会社
さわやか訪問看護リハビリステーション

2024 年／令和 6 年 6 月 1 日改訂

さわやか訪問看護リハビリステーション 重要事項説明書

(訪問看護・予防訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	さわやかケアステーション株式会社 さわやか訪問看護リハビリステーション
所在地	〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3-26-11 カーサシンエイ 1F
事業所指定番号	東京都 1363190040号
所長・連絡先	八木 亜希子 電話：042 (304) 8880
サービス提供地域	① 国分寺市 ②国立市 ③府中市 それ以外要相談

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じた訪問看護サービスを提供します。	常勤換算 2.5 名以上 (内常勤 1 名以上)
理学療法士	状態の安定している方への訪問リハビリテーションをします。	1 名以上(常勤) 1 名以上(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方への訪問リハビリテーションをします。	1 名以上(常勤) 1 名以上(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へ訪問リハビリテーションをします。	1 名以上(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1 名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除きます。	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(注) 年末年始(12/30～1/3)、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ※ 訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- ④ 療養生活や介護方法の指導

- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照（介護保険・医療保険）

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 介護保険法その他の関係法令を遵守いたします。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援いたします。
- (3) 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施いたします。
- (4) 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- (5) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士等によるリハビリテーションのサービス提供においては、看護師によるサービスを定期的に提供させていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。ただし、複数の指定訪問看護の実施に関してはその限りではありません。

7. 秘密保持

- (1) 当事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

8. 緊急時の対応

当事業所は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

- (1) 緊急連絡その他の必要な措置、事故原因の分析と再発防止策
事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。
- (2) 損害賠償
訪問看護提供により事業者が賠償すべき事故が生じた場合には、事業者は利用者に対し、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。
- (4) 損害賠償の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

10. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	042 (304) 8880
FAX 番号	042 (304) 8881
面接	事業所または利用者の居宅において
担当者	八木 亜希子
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。相談・苦情を受け付け後、速やかに苦情に係る事実の確認を行い、その結果に基づき、必要な改善策を検討立案し、利用者又は家族に説明するとともに、改善策を実施し、その後も、適宜、改善策の実施状況を点検し、再発防止に努めます。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

東京都国民健康保険団体連合会 (国保連)	所 在 地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 11 階
	電話番号：03 (6238) 0177
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
国分寺市福祉保健部高齢福祉課 (国分寺市役所・新庁舎 2 階)	所 在 地：国分寺市泉町 2 丁目 2 番 18 号
	電話番号：042 (325) 0111 (代表)
	FAX 番号：
国立市役所健康福祉部 高齢者支援課 (地域包括支援センター)	所 在 地：国立市富士見台 2-47-1
	電話番号：042 (576) 2111 (内線 169、153)
	FAX 番号：042 (576) 0264
府中市役所福祉保健部 高齢者支援課事業者指導係	所 在 地：府中市宮西町 2-24
	電話番号：042 (335) 4031
	FAX 番号：042 (335) 2654

11. 運営法人の概要

名 称	さわやかケアステーション株式会社
代 表 者	尾崎 幸信
所 在 地	〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3-26-11 カーサシンエイ 1 階
運営法人の事業内容	介護保険の訪問看護事業、介護予防訪問看護事業、及び居宅介護支援事業のほか、医療保険の訪問看護事業を運営しております。

1 2. 衛生管理等

- (1) 当事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 虐待防止に関する事項

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

1 4. 社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

1 5. ハラスメント防止に関する事項

ハラスメントの防止について事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内並びにご利用者宅において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 6. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業所 所在地 〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 3-26
-11

カーサシンエイ1F

事業所名称 さわやか訪問看護リハビリステーション

代表者 尾崎 幸信 ㊞

管理者 八木 亜希子

年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日 利用者 _____

家族・代理人 _____

（関係： ）

さわやか訪問看護リハビリステーション

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

さわやか訪問看護リハビリステーションでは、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

- 個人情報の利用目的について
当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。
- 個人情報の訂正・利用停止について
当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。
- 個人情報の開示について
ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。
- 相談窓口のご案内
ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

- 訪問看護ステーション内での利用
 - ・ ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
 - ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
 - ・ 会計・経理等の事務
 - ・ 事故等の報告・連絡・相談
 - ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
 - ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
- 他の事業所等への情報提供
 - ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
 - ・ その他業務委託
 - ・ 家族等介護者への心身の状況説明
 - ・ 医療保険・介護保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- その他上記以外の利用目的
 - ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
 - ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等

3. 使用する期間

年 月 日 から 契約終了まで

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年 月 日

さわやか訪問看護リハビリステーション 宛

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

(家族・代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ (関係 _____)